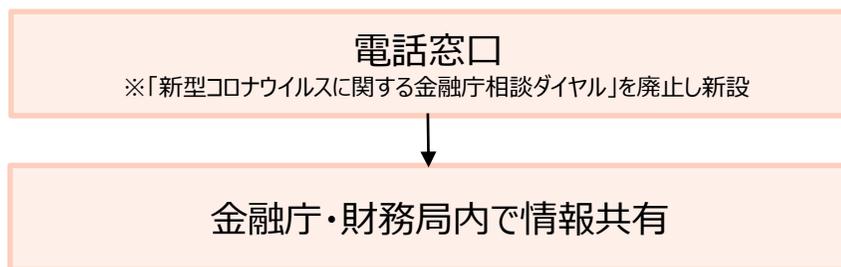


経営改善・事業再生支援の取組に関する金融庁相談窓口の設置

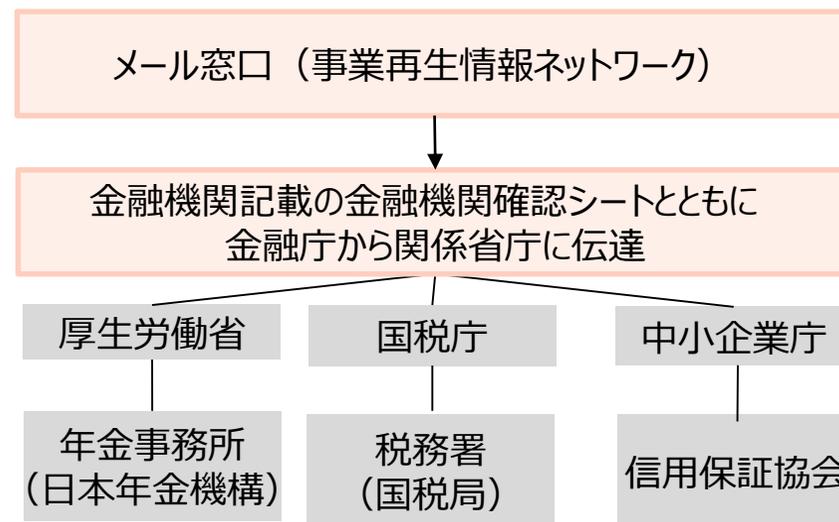
- 金融機関による事業者支援は、コロナ禍での資金繰り支援に注力した段階から、一步先を見据えて、事業者の実情に応じた経営改善・事業再生支援等に取り組む新しい段階へと移行しています。
- そのため、金融庁では、コロナ関連の金融機関の資金繰り支援に関するご相談を受け付けていた「新型コロナウイルスに関する金融庁相談ダイヤル」を廃止し、経営改善・事業再生に関する事業者の方々の声をお聞きする「経営改善・事業再生支援の取組に関する金融庁相談窓口」（以下、本窓口）を設置します。なお、コロナ関連の金融機関の資金繰り支援についての相談も、引き続き本窓口で受け付けます。
- また、本窓口のメール窓口は、関係省庁と連携し、民間金融機関以外の年金事務所（日本年金機構）・税務署（国税局）・信用保証協会に関するご相談も受け付ける「事業再生情報ネットワーク」の相談窓口となります。本窓口寄せられた情報等は、金融庁はもとより、事業者の方々が希望する場合は金融機関や関係省庁等へ還元するなど、今後の監督等に活用させていただきます。

経営改善・事業再生に関するご相談のうち、民間金融機関に関するものは電話窓口で、民間金融機関以外の年金事務所（日本年金機構）・税務署（国税局）・信用保証協会に関するご相談の場合は電話では受け付けておらず、メール窓口で受け付けております。

民間金融機関に関するご相談



年金事務所・税務署・信用保証協会に関するご相談



※金融機関や情報提供先の公共機関との間の個別の案件について、あっせん・仲介・調停や個別トラブルの解決等を行うことは出来ませんので、あらかじめご了承ください。